

# 社会福祉法人鳥取県共同募金会役員等の報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第9条及び第23条並びに第6条第7号の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営規程（以下「評議員選任・解任委員会運営規程」という。）第6条の規定及び第34条の規定に基づき定める配分委員会設置・運営規程（以下「配分委員会設置・運営規程」という。）第10条の規定により、社会福祉法人鳥取県共同募金会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員及び配分委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

## (報酬の定義)

第2条 役員等の報酬とは、本会役員等がその職務の執行の対価として受ける財産上の利益であり、本会給与規程に基づき支給される給与及び第4条に規定する費用以外のものをいう。

## (役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、次表左欄に規定する役員等に対して右欄に定める額による。

役員等の名称	報酬額
評議員	会議等出席1回につき、2,500円
理事	会議等出席1回につき、2,500円
監事	会議等出席1回につき、2,500円
評議員選任・解任委員会委員	会議等出席1回につき、2,500円
配分委員会委員	会議等出席1回につき、2,500円

- 2 理事及び監事の報酬の総額は、各年度において200,000円を超えることができない。
- 3 常務理事が事務局職員を兼ねる者で、別途本会給与規程に基づき給与の支給を受ける者であるときは、本規程に基づく報酬は支給しない。
- 4 定款第14条第5項、第28条第5項、評議員選任・解任委員会運営規程第13条第2項及び配分委員会設置・運営規程第8条第7項に規定する意思表示に対しては、報酬は支給しない。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会、各委員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、役員等の居住地又は通常の勤務地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

## (報酬等の支給)

第5条 本規程に定める報酬及び費用弁償の支給については、本会旅費規程の例による。

付 則

この規程は、平成29年3月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

付 則（令和7年9月3日）

- 1 この規程は、本会定款の改正に係る鳥取県知事の認可の日から施行する。
- 2 社会福祉法人鳥取県共同募金会役員等報酬規程は、本規程施行の日に廃止する。